

文京区立公園条例（昭和五十五年文京区条例第二十二号）新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>○文京区立公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十五年四月一日 条例第二十二号</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和六年 月文京区条例第 号</p> | <p>○文京区立公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十五年四月一日 条例第二十二号</p> |
| 目次 省略 | 目次 省略 |
| 第一条～第九条 省略 | 第一条～第九条 省略 |
| <p style="text-align: center;">第三章 公園の占用 (許可申請書の記載事項)</p> <p>第十条 法第六条第二項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>二 工作物その他の物件又は施設（以下「物件」という。）の種類及び数量</p> <p>三 物件の管理組織</p> <p>四 物件の管理規則</p> <p>五 物件の設置工事の計画</p> <p>六 物件の設置工事の期間</p> <p>七 前各号のほか、区長が指示する事項</p> | <p style="text-align: center;">第三章 公園の占用 (許可申請書の記載事項)</p> <p>第十条 法第六条第二項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>二 工作物その他の物件又は施設（以下「物件」という。）の種類及び数量</p> <p>三 物件の管理組織</p> <p>四 物件の管理規則</p> <p>五 物件の設置工事の計画</p> <p>六 物件の設置工事の期間</p> <p>七 前各号のほか、区長が指示する事項</p> |
| <p>(仮設の施設)</p> <p>第十条の二 令第十二条第二項第十号に規定する条例で定める仮設の施</p> | <p>(仮設の施設)</p> <p>第十条の二 令第十二条第二項第十号に規定する条例で定める仮設の施</p> |

| | |
|--|--|
| <p>設は、文京区立礪川公園に設ける保育施設_____とする。</p> | <p>設は、文京区立礪川公園に設ける保育施設<u>及び文京区立後楽公園に設ける巡回診療を行うための施設</u>とする。</p> |
| <p>第十一条～第十六条 省略</p> | <p>第十一条～第十六条 省略</p> |
| <p>第五章 有料公園施設 (使用承認)</p> <p>第十七条 有料公園施設<u>又は附帯設備</u>を使用しようとする者は、規則の定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の承認に、有料公園施設<u>又は附帯設備</u>の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</p> | <p>第五章 有料公園施設 (使用承認)</p> <p>第十七条 有料公園施設_____を使用しようとする者は、規則の定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の承認に、有料公園施設_____の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</p> |
| <p>(使用の不承認)</p> <p>第十八条 区長は、前条第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。</p> <p>一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>二 営利を目的とするものと認めるとき。</p> <p>三 前二号のほか、管理上支障があると認めるとき。</p> | <p>(使用の不承認)</p> <p>第十八条 区長は、前条第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。</p> <p>一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>二 営利を目的とするものと認めるとき。</p> <p>三 前二号のほか、管理上支障があると認めるとき。</p> |
| <p>(使用料)</p> <p>第十九条 有料公園施設<u>又は附帯設備</u>を使用する者からは、別表第二<u>又は別表第二の二</u>に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料の徴収方法は、規則で定める。</p> | <p>(使用料)</p> <p>第十九条 有料公園施設_____を使用する者からは、別表第二_____に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料の徴収方法は、規則で定める。</p> |
| <p>(一般開放日)</p> <p>第十九条の二 区長は、規則の定めるところにより、有料公園施設に、申請及び承認の手続を経ないで、かつ、無料で使用できる日（以下「一般開放日」という。）を定めることができる。</p> | <p>(一般開放日)</p> <p>第十九条の二 区長は、規則の定めるところにより、有料公園施設に、申請及び承認の手続を経ないで、かつ、無料で使用できる日（以下「一般開放日」という。）を定めることができる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2 前項の規定にかかわらず、第二十七条の規定により有料公園施設の管理を行うものは、あらかじめ区長の承認を得て、当該有料公園施設に、一般開放日を定めることができる。</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、第二十七条の規定により有料公園施設の管理を行うものは、あらかじめ区長の承認を得て、当該有料公園施設に、一般開放日を定めることができる。</p> |
| <p>第二十条～第二十八条 省略</p> | <p>第二十条～第二十八条 省略</p> |
| <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第二十九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公園施設の使用の受付及び案内に係る業務 二 公園施設を使用した文化スポーツ事業の実施に係る業務 三 公園施設（法第五条第二項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。）の維持管理に係る業務 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた業務 <p>2 前項各号に掲げる業務のほか、区長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物件を設けない占用の許可に係る業務 二 有料公園施設_____の使用承認に係る業務 三 第二十三条に規定する監督処分に係る業務 四 地方自治法第二百四十四条の二第八項に規定する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に係る業務 | <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第二十九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公園施設の使用の受付及び案内に係る業務 二 公園施設を使用した文化スポーツ事業の実施に係る業務 三 公園施設（法第五条第二項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。）の維持管理に係る業務 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた業務 <p>2 前項各号に掲げる業務のほか、区長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物件を設けない占用の許可に係る業務 二 有料公園施設又は附帯設備の使用承認に係る業務 三 第二十三条に規定する監督処分に係る業務 四 地方自治法第二百四十四条の二第八項に規定する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に係る業務 |
| <p>(指定管理者が行う業務についての準用)</p> <p>第三十条 第十二条及び第十六条の規定は、指定管理者が前条第二項第一号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十二条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第十六条中「区長」とあるのは「区長及び指定管理者」と読み替えるものとする。</p> | <p>(指定管理者が行う業務についての準用)</p> <p>第三十条 第十二条及び第十六条の規定は、指定管理者が前条第二項第一号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十二条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第十六条中「区長」とあるのは「区長及び指定管理者」と読み替えるものとする。</p> |

- 2 第十六条から第十八条までの規定は、指定管理者が前条第二項第二号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十六条中「区長」とあるのは「区長及び指定管理者」と、第十七条中「有料公園施設又は附帯設備」とあるのは「有料公園施設」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、第十八条中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条の規定は、指定管理者が前条第二項第三号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第二十三条中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第十三条の規定は、物件を設けない占有について指定管理者が前条第二項第四号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十三条第一項中「別表第一の範囲内において規則で定める占有料」とあるのは「利用料金」と、同条第二項中「占有料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 5 第十九条の規定は、有料公園施設_____の使用について指定管理者が前条第二項第四号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十九条第一項中「有料公園施設又は附帯設備」とあるのは「有料公園施設」と、「別表第二又は別表第二の二」に定める使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第二項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第三十一条 利用料金の額は、別表第三及び別表第四に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

- 2 利用料金は、指定管理者に、その収入として収受させる。

- 2 第十六条から第十八条までの規定は、指定管理者が前条第二項第二号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十六条中「区長」とあるのは「区長及び指定管理者」と、第十七条中「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設又は附帯設備」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、第十八条中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条の規定は、指定管理者が前条第二項第三号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第二十三条中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第十三条の規定は、物件を設けない占有について指定管理者が前条第二項第四号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十三条第一項中「別表第一の範囲内において規則で定める占有料」とあるのは「利用料金」と、同条第二項中「占有料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 5 第十九条の規定は、有料公園施設又は附帯設備の使用について指定管理者が前条第二項第四号の業務を行う場合について準用する。この場合において、第十九条第一項中「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設又は附帯設備」と、「別表第二_____」に定める使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第二項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第三十一条 利用料金の額は、別表第三から別表第五までに定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

- 2 利用料金は、指定管理者に、その収入として収受させる。

| | |
|--|---|
| <p>3 区長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を徴収することができる。</p> | <p>3 区長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を徴収することができる。</p> |
| <p>(利用料金の不還付) 第三十二条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> | <p>(利用料金の不還付) 第三十二条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> |
| <p>(利用料金の減免) 第三十三条 指定管理者は、規則の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> | <p>(利用料金の減免) 第三十三条 指定管理者は、規則の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> |
| <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う占用料等の徴収に係る特例) 第三十四条 区長は、利用料金の収受に係る業務を行う指定管理者について、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第十二条第一項の規定により、指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合において、区長が臨時に公園の管理を行うときは、別表第三に定める額の範囲内において区長が定める占用料及び別表第四に定める額の範囲内において区長が定める使用料を徴収することができる。</p> | <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う占用料等の徴収に係る特例) 第三十四条 区長は、利用料金の収受に係る業務を行う指定管理者について、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第十二条第一項の規定により、指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合において、区長が臨時に公園の管理を行うときは、別表第三に定める額の範囲内において区長が定める占用料並びに別表第四及び別表第五に定める額の範囲内において区長が定める使用料を徴収することができる。</p> |
| <p>(委任) 第三十五条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>(委任) 第三十五条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> |
| <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による</u></p> | |

| | |
|---|--|
| <p><u>改正前の文京区立公園条例（以下「旧条例」という。）第三十条第一項において読み替えて準用する第十二条の規定により行った令和六年四月一日以後の松聲閣集会室の占用に係る許可は、施行日以後においては、この条例による改正後の文京区立公園条例（以下「新条例」という。）第十二条の規定により行った許可とみなす。</u></p> <p><u>3 施行日前に旧条例第三十条第二項において読み替えて準用する第十七条の規定により行った令和六年四月一日以後の松聲閣集会室の使用に係る承認は、施行日以後においては、新条例第十七条の規定により行った承認とみなす。</u></p> | |
| <p>別表第一（第十三条関係）</p> <p>別表第二（第十九条関係）</p> <p><u>別表第二の二（第十九条関係）</u></p> <p>別表第三（第三十一条、第三十四条関係）</p> <p>別表第四（第三十一条、第三十四条関係）</p> <p><u>（削除）</u></p> | <p>別表第一（第十三条関係）</p> <p>別表第二（第十九条関係）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別表第三（第三十一条、第三十四条関係）</p> <p>別表第四（第三十一条、第三十四条関係）</p> <p><u>別表第五（第三十一条、第三十四条関係）</u></p> |

別表第一～別表第二 省略

別表第二の二（第十九条関係）

一 有料公園施設

| <u>有料公園施設名</u> | <u>施設名</u> | <u>一単位当たりの使用料</u> | |
|----------------|------------|-------------------|---------------|
| | | <u>一室</u> | <u>二室</u> |
| <u>松聲閣集会室</u> | <u>和室A</u> | <u>七〇〇円</u> | <u>一、四〇〇円</u> |
| | <u>和室B</u> | <u>七〇〇円</u> | |
| | <u>洋室A</u> | <u>一、〇〇〇円</u> | <u>二、〇〇〇円</u> |
| | <u>洋室B</u> | <u>一、〇〇〇円</u> | |

備考

1 有料公園施設の使用単位は、次のとおりとする。

一 午前 午前九時から午後零時三十分まで

二 午後 午後一時三十分から午後五時まで

三 夜間 午後五時三十分から午後九時まで

2 二単位以上使用する場合には、引き続いて使用することができる。

二 附帯設備

| 種別 | 使用単位 | 使用料 |
|-----------|------|------|
| 音響セット | 一式一回 | 五〇〇円 |
| 液晶プロジェクター | 一式一回 | 二〇〇円 |

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、有料公園施設の使用単位に対応する時間とする。
- 2 附帯設備のみの使用は、認めない。

別表第三（第三十一条、第三十四条関係）

| 種別 | 単位 | 金額 |
|----------------|------------|---------|
| 写真撮影のための臨時的な占用 | 一回（一時間以内） | 二、三四六円 |
| ロケーション | 一回（一時間以内） | 二〇、七〇〇円 |
| その他の物件を設けない占用 | 一平方メートル 一日 | 五五円 |

備考 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

別表第四（第三十一条、第三十四条関係）

| 公園名 | 施設名 | 単位 | 金額 |
|---------|----------|--------|--------|
| 目白台運動公園 | 多目的広場 | 全面 二時間 | 七、四〇〇円 |
| | | 半面 二時間 | 三、七〇〇円 |
| | テニスコート | 一面 二時間 | 一、五〇〇円 |
| | フットサルコート | 一面 二時間 | 二、三〇〇円 |
| | 駐車施設 | 一台 三十分 | 二〇〇円 |
| | 多目的室1 | 一室 二時間 | 一、三〇〇円 |
| | 多目的室2 | 一室 二時間 | 二、四〇〇円 |

改正後（案）

別表第五

（削除）

現行

別表第五（第三十一条、第三十四条関係）

一 有料公園施設の利用料金の限度額

| 有料公園施設名 | 施設名 | 一単位当たりの金額 | |
|---------|-----|-----------|--------|
| | | 一室 | 二室 |
| 松聲閣集会室 | 和室A | 七〇〇円 | 一、四〇〇円 |
| | 和室B | 七〇〇円 | |
| | 洋室A | 一、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| | 洋室B | 一、〇〇〇円 | |

備考

- 1 有料公園施設の使用単位は、次のとおりとする。
 - 一 午前 午前九時から午後零時三十分まで
 - 二 午後 午後一時三十分から午後五時まで
 - 三 夜間 午後五時三十分から午後九時まで
- 2 二単位以上使用する場合には、引き続いて使用することができる。

二 附帯設備の利用料金の限度額

| 種別 | 使用単位 | 金額 |
|-----------|------|------|
| 音響セット | 一式一回 | 五〇〇円 |
| 液晶プロジェクター | 一式一回 | 二〇〇円 |

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、有料公園施設の使用単位に対応する時間とする。
- 2 附帯設備のみの使用は、認めない。